

# 令和7年度 千葉県スクールソーシャルワーカー候補者選考 実施要項

千葉県教育委員会  
令和6年10月

千葉県教育委員会では、いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題等に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、家庭環境や児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、関係機関とのネットワークを活用することで、問題を抱える児童生徒や保護者を支援するスクールソーシャルワーカーの採用候補者を次のとおり募集します。

## 1 志願要件

次の(1)、(2)の要件のいずれかを満たし、(3)の要件を満たす者が志願できます。

- (1) 社会福祉士または、精神保健福祉士の資格を有する者(令和6年度末までに資格取得見込みの者を含む)
- (2) 学校教育及び社会福祉に関して専門的な知識や技術を有し、過去に教育や福祉の分野で活動経験の実績等がある者
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- |   |   |
|---|---|
| ア | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者   |
| イ | 千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者  |
| ウ | 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者                          |
| エ | 日本国憲法施行の日(昭和二十二年五月三日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |
| オ | 平成11年改定前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方(心身耗弱を原因とするもの以外)                                     |

## 2 採用予定者数

令和7年度予算編成により決定(令和6年度採用実績 64名)

## 3 選考について

- (1) 日時及び会場

**選考日** 令和6年12月1日(日)または  
令和6年12月7日(土)

**時間** 8:00から16:45の間で指定(午前・午後を指定)

**会場** 千葉県総合教育センター

**住所** 千葉市美浜区若葉2-13

志願者が多数の場合は、選考予備日として、令和6年12月14日(土)に実施する場合があります。

会場は、千葉県子どもと親のサポートセンターとなります。

(千葉市稲毛区小仲台5丁目10-2)

## (2) 選考方法

志願者の中から、**書類審査、論文試験及び個別面接**により、採用候補者名簿への登載者（以下名簿登載者）を決定し、その中から採用者を決定します。

※令和6年度に千葉県スクールソーシャルワーカーとして採用され、次年度も任用希望の者のうち、継続して5年の勤務を超えない者は、令和6年度の勤務成績を考査して、**適当と認められる場合には、論文試験及び個別面接**を受けずに名簿登載者とする場合があります。

## (3) 受験票及び日程連絡

志願者には、11月中旬頃、受験票のダウンロード開始日及び選考日程（論文試験及び個別面接）を電子メールにてお知らせします。

## 4 結果通知

(1) **採用候補者名簿への登載（合否結果）**については、12月末日までに電子メールにより、受験者全員にお知らせします。

※令和7年1月7日（火）までにメールがない場合には、「11 書類の提出先及び問い合わせ先」のスクールソーシャルワーカー担当までお問い合わせください。

(2) **名簿登載者とならなかった方（不合格者）**には、12月末日までに郵送でもお知らせします。

(3) **名簿登載者（合格者）のうち、採用が内定した方**については、令和7年3月下旬頃、郵送により、配置校等の勤務先や年間勤務時間数、報酬等についてお知らせします。

(4) **令和7年4月以降、引き続き名簿登載者**となる方には、令和7年3月下旬頃、郵送によりお知らせします。この場合には、年度途中の欠員状況等により、名簿に登載されていても採用されない場合があります。

## 5 選考基準

書類審査、論文試験及び個別面接について以下の観点による評価を行い、その結果を総合的に判断し、名簿登載者を決定します。

- ・スクールソーシャルワーカーとしての資質・適性
- ・スクールソーシャルワーカーとしての専門性
- ・学校教育や教師の職務への理解、組織への適応力、社会性、協調性
- ・スクールソーシャルワーカーとしての態度、意欲、情熱

## 6 志願方法

(1) 受付期間（「ちば電子申請サービスで入力」及び「証明書類を電子メールで送付」）

**令和6年10月21日（月）8:00～11月6日（水）17:00まで**

(2) 提出書類

ア 「千葉県スクールソーシャルワーカー志願書」

ちば電子申請サービスにより入力し、提出してください。（郵送での提出は行わない）

※詳細については、千葉県スクールソーシャルワーカー志願書（記入例）を参照してください。

イ **福祉・教育分野の資格等がある場合**

証明書類の写しをメールに添付し、11月6日（水）17時までに提出してください。（郵送での提出は行わない）

提出先アドレスは、[futoukou-shien@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:futoukou-shien@mz.pref.chiba.lg.jp)

メールの件名は、「SSW選考提出書類(〇〇〇〇〇)」としてください。

※〇〇〇〇〇には、ちば電子申請の整理番号を記入

※今年度「社会福祉士」または「精神保健福祉士」の試験を受験し合格した方は、合格通知が届いたら速やかにその写しをメールで提出してください。また、資格を証明する書類についても速やかにその写しをメールにて提出してください。

#### ウ 返信用封筒

採用選考当日に持参し、提出してください。

※110円切手を貼った定形(長形3号糊付き)の封筒に志願者の郵便番号、住所、氏名(様まで)を記載してください。

※3月下旬までに転居等により住所が変更となった場合は、再度返信用封筒を郵送してください。

### (3) ちば電子申請サービスについて

ア ちば電子申請サービスで登録するメールアドレスについては、パソコンで受信可能なものを使用してください。

イ 申込みの際には、証明写真用のデータが必要となりますので、事前にご準備ください。なお、写真は、上半身、正面、脱帽、撮影後3か月以内のものとし、タテ・ヨコ比は4:3(600×450ピクセル程度)、データの拡張子は、png、gif、jpg、jpegのいずれかとしてください。

※写真のデータのサイズは、5MBを超えないようにお願いします。

### (4) 留意事項

ア 一度受理した提出書類の返却はしません。

イ 提出物の受付の確認には応じません。なお、不足等があれば、こちらから御連絡します。

ウ 志願書の記載については、千葉県スクールソーシャルワーカー志願書(記入例)を参照してください。

エ 記載事項に虚偽の申告等があった場合や、応募資格を欠いていることが明らかになった場合、非違行為が発覚した場合は、候補者名簿から削除します。

## 7 職務内容

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動
- (6) 県教育委員会が行う連絡協議会等への参加

## 8 勤務条件等

### (1) 配置校

県内の公立小中学校(千葉市を除く)、県立高等学校、教育事務所(困難事案や児童虐待事案に対応)に配置します。

なお、配置した学校を拠点校と捉え、地域の小・中・義務教育学校・高等学校及び

特別支援学校の児童生徒の支援を行います。

(2) 勤務時間（令和6年度当初の実績であり、今後変更となる場合があります。）

- ・公立小中学校、県立高等学校（定時制課程等を設置している）、教育事務所  
1校、1教育事務所当たり年間543時間（週2日、1日7時間45分以内、  
年35週程度）
- ・県立高等学校（地域連携アクティブスクール）  
1校当たり年間624時間（1日6時間30分、年96回程度）

(3) 報酬等（令和6年度実績）

ア 報酬

- ・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を1つ以上有している者は、1時間当たり  
3,500円
- ・準ずる者（社会福祉士、精神保健福祉士以外）は、1時間当たり2,000円

イ 交通費

- ・実費相当額を支給

※ただし、新幹線鉄道等の特急列車、高速自動車国道等の利用に係る特別料金等は  
支給されません。

(4) 身分

会計年度任用職員

(5) 条件付採用期間

採用後1月間は条件付採用期間となります。なお期間中の勤務日数に応じて条件付  
採用期間を延長する場合があります。

(6) 服務規律

地方公務員法の適用を受け、信用失墜行為の禁止、守秘義務等の服務規律が適用さ  
れ、違反した場合は懲戒処分の対象となることがあります。

(7) 任用期間

令和7年4月上旬～令和8年3月下旬（単年度雇用）

(8) 本募集は、令和7年度の県予算が確定前であるため、勤務条件等は、変更される  
場合があります。

(9) その他、不明な点について、以下担当まで問い合わせてください。

※詳細については、令和6年度スクールカウンセラー等取扱要綱を参照してください。  
（令和7年度については、変更となる場合があります。）

## 9 その他、選考に当たり必要な事項は、千葉県教育委員会が別に定めます。

### 10 選考結果の情報提供

選考結果については、「個人情報保護に関する法律等に基づき千葉県教育委員会が  
取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」により、下表のとおり、自己の成績を  
閲覧することができます。

受験者本人が本人であることを確認できる書類（受験票及び運転免許証等の顔写真付  
きのもの）を持参し、千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課で手続きを行ってくださ  
い。

なお、電話やメール、郵便物等による情報提供に応じません。

請求できる人	開示内容	開示期間及び時間	開示場所
受験者本人	① 志願書類評価 ② 面接評価 ③ 論文評価 ④ 総合評価 ⑤ 不合格者内の ランク（3段階）	選考結果発表日から1か月間 ※土日、祝日、年末年始などの 閉庁日を除く ・午前9時から正午 ・午後1時から午後5時まで	千葉県教育庁教育振興部 児童生徒安全課 （千葉県庁中庁舎8階） 千葉市中央区市場町1-1

## 1.1 書類の提出（メール添付にて）及びお問い合わせ先

### 【提出先】

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課不登校児童生徒支援室  
スクールソーシャルワーカー担当

メールアドレス：[futoukou-shien@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:futoukou-shien@mz.pref.chiba.lg.jp)

### 【問い合わせ先】

電話 043-223-4055（平日8時30分から17時15分まで）

※ 郵送での書類の提出は必要ありません。